

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置 (地方税)(法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を講じる。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療法人数の推移。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
8	有効性等	① 適用数等 31,196件/年 ※平成24年分税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計
		② 減収額 地方税法に基づく適用実態調査結果 平成24年度 税額 1,724百万円 平成23年度 税額 1,791百万円

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～25年度) 本措置の適用により、平成21年度以降、医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>51,473</td> <td>52,356</td> <td>53,645</td> <td>54,896</td> <td>56,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査から(各年10月1日現在)</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20～25年度) 医業は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。</p>		21	22	23	24	25	開設者が医療法人の医療機関数	51,473	52,356	53,645	54,896	56,180
	21	22	23	24	25										
開設者が医療法人の医療機関数	51,473	52,356	53,645	54,896	56,180										
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置による経営の下支えが必要である。												
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—												
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—												
10	有識者の見解		—												
11	評価結果の反映の方向性		—												
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—												